

議案第 2 号

特別職の職員で常勤のものとの給与の減額に関する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものとの給与の減額に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

特別職の職員で常勤のものとの給与の減額措置を講ずるため、新たに条例を制定しようとするものである。

特別職の職員で常勤のものゝ給与の減額に関する条例

令和2年7月1日から令和3年3月31日までの間においては、特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和45年君津市条例第18号）第3条の規定による給料月額ゝの支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。